

認定 NPO 法人になりました!!

この度、当法人は、福島県より、2019年6月27日付で「認定 NPO 法人」に認定されました。認定 NPO 法人とは、運営組織・事業活動が適正で公益の増進に寄与する団体として一定の要件を満たし、都道府県の知事または指定都市の長の認定を受けた NPO 法人をいいます。全国 59,429 件の NPO 法人のうち、認定 NPO 法人は 1,098 件（認定 1,062 件、特例認定 36 件）あり、福島県内では 18 番目になります。

（2019年7月26日現在 内閣府 NPO ホームページより）

これも、皆様からのご支援、ご協力のおかげと、心より感謝申し上げます。

また、認定 NPO 法人になったことに伴い、当法人への賛助会費及び寄附は、寄附金控除の対象となります。所得税の計算において、寄付金控除（所得控除）または税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

今後とも、変わらぬご支援、ご協力をお願い致します。

2019年8月7日

特定非営利活動法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会

税金控除のご案内

当団体では、2019年6月27日付で「認定NPO法人」に認定されました。

認定NPO法人に寄付されますと、「認定NPO法人等寄附金特別控除」の対象となり、税金の優遇が受けられます。

寄附金の税制優遇について

個人の場合

- 個人が認定NPO法人等に寄付すると、所得税（国税）の計算において、①寄附金控除（所得控除）又は②税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

①寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した寄附金額の合計から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【算式】

寄附金の額の合計額 - 2千円 = 寄附金控除（所得控除）額

【例】 給与収入300万円の方が1万円寄付した場合

$(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} 5\% (\text{※注} 1) = 400 \text{円}$

所得税400円税額が減少。

※注) 寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度額です。

②税額控除

その年中に支出した寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額をその年の分の所得税額から控除できます。

【算式】

$$(\text{寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

【例】 所得に関わらず、1万円寄付した場合

$$(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 3,200 \text{円}$$

所得税 3,200円税額が減少。

※注1) 寄附金の額の合計額は、総所得金額の40%相当額が限度です。

※注2) 税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

法人の場合

- 損金算入限度額の枠が拡大されます。

法人が認定 NPO 法人等に対し寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

【算式】

①資本がある法人

$$(\text{期末資本金の額} \times 0.375\% + \text{所得金額※} \times 6.25\%) \times 1/2$$

②資本がない法人

$$\text{所得金額※} \times 6.25\%$$

※所得金額 = 所得金額(当期純利益に税務調整をした額) + 寄附金の支出額

相続人が寄附をした場合

- 寄附をした相続財産が非課税になります。

☎ 詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください ☎